

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成27年3月31日

神奈川県監査委員 太 田 眞 晴
同 岩 本 一 夫

監第161号
平成27年2月5日

（請求人）
（略）様

神奈川県監査委員 太 田 眞 晴
同 岩 本 一 夫

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成26年12月12日に受理した同月11日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断
請求を棄却する。

第2 請求の内容

- 1 請求人から提出された平成26年12月11日付け請求書の内容
（内容は原文「要旨」、「措置請求」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

要旨

- （1）2014年1月7日、「市町村長 議長との賀詞交換会」が、そして

2014年1月10日には「各種行政委員との賀詞交換会」が開催された
「市町村長との賀詞交換会」には神奈川県幹部職員（以下、職員）
28名が「各種行政委員との賀詞交換会」には職員29人が参加して、そ
の職員の飲食代金が知事交際費から支払われた

しかし職員は内部の職員であり「外部との折衝経費」である知事交際
費から、県職員の飲食代金を支払う正当な理由は無いはずで不当な支出
だ

- (2) 2014年1月10日の「各種行政委員との賀詞交換会」には監査委員3
名も参加したが普段、監査をする立場である監査委員の飲食代金を公費
である知事交際費から負担して賀詞交換会に招待した事は「監査の公平
性」から正当な支出とは思えない
不当な支出だ

措置請求

知事室長に対して

- (1) 「市町村長 議長との賀詞交換会」で支払われた総額で職員の参加分
を割った148,008円
(2) 「各種行政委員との賀詞交換会」で支払われた総額で職員の参加分と
監査委員の参加分を割った158,560円 合計308,568円の返還を求め
る

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

知事・副知事交際費執行状況（平成26年1月分）本県ホームページ写し

第3 監査委員の除斥

本件請求において、真島審一委員、高岡香委員及び古沢時衛委員は、法第
199条の2の規定により、除斥された。

第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備して
いるものと認め、到達した平成26年12月12日付けをもって受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 市町村長・議長との賀詞交換会及び各種行政委員との賀詞交換会に対する
知事交際費の支出状況

市町村長・議長との賀詞交換会及び各種行政委員との賀詞交換会に対する

知事交際費の支出日及び支出額等は次のとおりである。

内 容	支 出 日	支 出 額
市町村長・議長との賀詞交換会 出席者：市町村長等69名、県幹部28名	平成26年1月30日	512,786円
各種行政委員との賀詞交換会 出席者：行政委員49名（監査委員3名を含む）、県幹部29名	平成26年1月30日	386,496円
計		899,282円

（2）監査対象事項

「市町村長・議長との賀詞交換会」の開催経費のうち、出席した県幹部職員に係る飲食代金及び「各種行政委員との賀詞交換会」の開催経費のうち、出席した県幹部職員及び監査委員に係る飲食代金としてそれぞれ支出した知事交際費の監査に当たり、その前提として「市町村長・議長との賀詞交換会」及び「各種行政委員との賀詞交換会」への知事交際費の支出自体の適否を判断することが必要であることから、上記（1）の各支出が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるかについてを監査対象事項とした。

2 請求人からの証拠及び陳述書の提出、陳述した内容

法第242条第6項の規定に関して、請求人から新たな証拠の提出はなく、また、陳述は行わない旨の申出があったので、陳述は実施しなかった。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、当該事務を所管する政策局知事室を選定し、平成27年1月14日（水）に第一監査室において、職員調査を実施した。

政策局知事室の主張の要旨は、次のとおりであった。

- （1）賀詞交換会に出席した県幹部職員に対する知事交際費の執行について
平成18年12月1日最高裁判決において、地方公共団体の交際が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とするものであっても、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るものと客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り許容されると解するのが相当とされている。

「市町村長・議長との賀詞交換会」は各市町村長・各市町村議長等の

関係者が、また、「各種行政委員との賀詞交換会」は各種行政委員の関係者が、年に一回、一堂に会する貴重な機会である。いずれも、新年の挨拶を行うとともに、相互の連携を深め、県政の一層の進展に寄与することを目的に、社会通念上の慣習として行っているものである。

また、賀詞交換会には知事・副知事のほか、知事の権限に関する事務を分掌し、知事・副知事と一体となって行政機能を発揮している県の幹部職員も出席している。幹部職員と知事・副知事との内部の賀詞交換に交際費の支出をしたものではなく、知事の補助機関として、知事・副知事と一体となって外部の者である市町村長、市町村議長、行政委員と友好・信頼関係の維持・増進を図っているものである。

業務の詳細を把握している幹部職員が出席することにより、知事・副知事が限られた時間内で、賀詞交換会に出席している市町村長、市町村議長及び行政委員全員と効率的・効果的に意見交換することが可能となるため、幹部職員の同席は必要不可欠である。

したがって、知事・副知事と一体となって行政機能を発揮している幹部職員の賀詞交換会への出席を公務として位置付け、その費用を知事・副知事の交際費で執行することに何ら問題はない。

(2) 賀詞交換会に出席した監査委員に対する知事交際費の執行について

各行政委員会は政治的中立性の確保や公平・公正な行政の確保等の目的別に設置されており、各行政委員が相互に交流・情報交換する機会はない。各種行政委員との賀詞交換会は、知事と各行政委員間相互の連携を深める貴重な機会として開催しているものである。また、行政委員会は知事から独立した合議制の機関であり、知事の指揮監督権が及ばず外部性が認められる。

この賀詞交換会は、各行政委員が一堂に会する場として設定したものであり、監査委員も一行政委員として他の行政委員と同様に参加しているにすぎない。

したがって、監査委員が賀詞交換会に出席したとしても、常に公正不偏の態度を保持し県の業務を監査する監査委員の立場を損なうものではないことから、その費用を知事・副知事の交際費で執行することに何ら問題はない。

以上のことから、住民監査請求人の主張は失当であり、本件監査請求は速やかに棄却されるべきである。

第6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 交際費の定義

ア 交際費の法的位置付け

「交際費」については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29

号) 第15条第2項に規定する別記及び神奈川県財務規則の運用について(昭和39年12月1日 39財第228号 39審第210号 総務部長、出納長) 第8条関係4に規定する別表第1に「交際費」として規定されているが、いずれの規定も交際費の「説明」を定めていない。

イ 交際費の意義

昭和28年7月1日自行行発第200号自治省行政課長回答によれば、「交際費」とは、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費であると示されている。

ウ 交際費に係る判例等

(ア) 最高裁判所第二小法廷平成18年12月1日判決では、交際費について、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである」「そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること(法1条の2第1項)などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される」とされている。

(イ) 東京高等裁判所平成15年12月17日判決では、普通地方公共団体の長が選挙管理委員会主催の新年会に出席した際に交際費を支出したことについて、「吉川市選挙管理委員会は、普通地方公共団体である吉川市に置かれる執行機関ではあるが、地方公共団体の長から独立した権限をもついわゆる行政委員会であり、市長は、この機関との間においても、相互に連絡を図り、時として調整を要する場合もあり得るのであるから、その委員らと意見交換を図りあるいは意思疎通を行うことは必要かつ有益なことであり、その際に社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の飲食を共にし、相当な費用を交際費から支出することが許される」とされている。

(2) 本県の知事交際費の支出

ア 本県では神奈川県財務規則(昭和29年規則第5号)に基づき、知事が

- ら政策局長に対し、政策局の予算が配当されている。
- イ 知事交際費の支出に際しては、過去の事例の出席者や金額を踏まえて案件毎に文書により政策局知事室長が決裁している。

(3) 本県と県内市町村の関係及び市町村長・議長との賀詞交換会の概要

ア 本県と県内市町村の関係

本県と県内33市町村は独立した普通地方公共団体であり、団体別に首長や議員が選挙によって選出されて、区域内の行政を運営している。

イ 市町村長・議長との賀詞交換会の開催状況

(ア) 市町村長・議長との賀詞交換会は、年頭に当たり、知事、副知事及び県幹部職員と県内の市町村長・市町村議会議長等の関係者が一堂に会し、新年の挨拶を行うとともに、相互の連携を深め、県政の一層の進展に寄与することを目的とし、知事が毎年1月に1回主催している。

(イ) 市町村長・議長との賀詞交換会は、平成26年1月7日(火)午後5時～6時頃にメルパルクYOKOHAMA(ホテル)で立食形式により開催された。

(ウ) 出席者は当時の県内市町村長及び市町村議長等69名、県幹部職員28名(知事、副知事2名、知事特別秘書、理事(国際戦略総合特区・医療政策担当)、理事(拉致問題・文化振興担当)、理事(いのち・健康担当)、理事(政策担当)兼政策局長、理事(総務担当)兼総務局長、安全防災局長、県民局長、環境農政局長、保健福祉局長、産業労働局長、県土整備局長、会計管理者兼会計局長、公営企業管理者企業庁長、企業局長、議会局長、教育長、教育局長、市町村課長、東京事務所長、横須賀三浦地域県政総合センター所長、県央地域県政総合センター所長、湘南地域県政総合センター所長、県西地域県政総合センター所長、知事室長)計97名である。

(エ) 開催経費512,786円(出席対象者数(103名)で割り返すと1人平均約4,978円、当日は6名の欠席者が発生している。)を知事交際費で支出した。

(4) 知事と各種行政委員会又は行政委員の関係、各種行政委員会との賀詞交換会の概要

ア 本県に設置される行政委員会又は行政委員

本県は法第138条の4第1項、第180条の5に基づき、執行機関として知事の外、法律の定めるところにより教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、神奈川海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会を設置している。

イ 知事と各種行政委員会又は行政委員の関係

法第138条の2により、県の執行機関は、県の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく県の事務を、

自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うとされており、教育委員会等のいわゆる行政委員会又は行政委員は、知事から独立した権限をもつ執行機関であり、その行使に対して知事の指揮監督権は及ばない。

また、第138条の3第2項により、県の執行機関は知事の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならないと定められている。

さらに、第138条の3第3項により、知事は県の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならないと定められている。

ウ 各種行政委員との賀詞交換会の開催状況

(ア) 各種行政委員との賀詞交換会は、年頭に当たり、知事、副知事及び県幹部職員と県の各種行政委員の関係者が一堂に会し、新年の挨拶を行うとともに、相互の連携を深め、県政の一層の進展に寄与することを目的とし、知事が毎年1月に1回主催している。

(イ) 各種行政委員との賀詞交換会は、平成26年1月10日（金）午後4時～5時頃にメルパルクYOKOHAMA（ホテル）で立食形式により開催された。

(ウ) 出席者は当時の監査委員3名を含む各種行政委員49名、県幹部職員29名（知事、副知事2名、知事特別秘書、理事（拉致問題・文化振興担当）、理事（いのち・健康担当）、理事（政策担当）兼政策局長、理事（総務担当）兼総務局長、安全防災局長、県民局長、環境農政局長、保健福祉局長、産業労働局長、県土整備局長、会計管理者兼会計局長、公営企業管理者企業庁長、企業局長、教育長、教育局長、参事監（学校教育担当）、人事委員会事務局長、監査事務局長、労働委員会事務局長、選挙管理委員会書記長（市町村課長）、収用委員会事務局長、神奈川海区漁業調整委員会事務局長（内水面漁場管理委員会事務局長）、警察本部総務部長、警察本部警務部長、知事室長）計78名である。

(エ) 開催経費386,496円（出席対象者数（88名）で割り返すと1人平均4,392円、当日は10名の欠席者が発生している。）を知事交際費で支出した。

(5) 知事と県職員の関係

法第153条第1項により、知事はその権限に属する事務の一部をその補助機関である県職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができると定めている。

2 判断の理由

本件監査請求は、平成26年1月の「市町村長・議長との賀詞交換会」の開催経費のうち、出席した県幹部職員に係る飲食代金及び「各種行政委員との賀

詞交換会」の開催経費のうち、出席した県幹部職員及び監査委員に係る飲食代金としてそれぞれ支出した知事交際費が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるため、当時政策局知事室長であった者に損害賠償請求をするよう、神奈川県知事（以下「知事」という。）に命ずることを求めているものと認められる。

そこで、最初に本件の交際自体が、上記1（1）ウでみた最高裁判所判決等で普通地方公共団体の交際費の支出が許容されている「交際に事務遂行上の必要性や有益性があること」、「交際に外部性があること」、「交際に要する費用が社会通念上儀礼の範囲にとどまること」の3つの要件を満たしているかを判断し、次にその要件を満たした場合は、請求対象である「県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出における不当性の有無」及び「監査委員の飲食代金への知事交際費の支出における不当性の有無」について上記の認定した事実を踏まえ、下記のとおり判断を行った。

(1) 市町村長・議長との賀詞交換会

ア 県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に違法性又は不当性がないか

(ア) 市町村長・議長との賀詞交換会への知事交際費の支出に違法性又は不当性がないか

a 交際に事務遂行上の必要性や有益性があるか

神奈川県自治基本条例（平成21年条例第2号）第6条により、県政は、市町村が地域における政策を総合的に推進する重要な役割を果たすことができるように県が広域的にこれを補完し、並びに市町村が県と相互に対等な関係の下に、県政に対する提案及び意見を通じて参加することができるよう運営されるものとするとしている。

したがって、県、市町村相互の連携を深め、県政の一層の進展に寄与することを目的として、市町村長・議長との賀詞交換会を知事が主催することは、年に1回一堂に会する貴重な機会を活用して県政の推進を図るものであり、その必要性や有益性は否定できない。

b 交際に外部性があるか

知事と知事の指揮監督下でない県内市町村長及び市町村議長等との交際については外部性がある。

c 交際に要する費用が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか

知事が主催した市町村長・議長との賀詞交換会の開催経費として支出した知事交際費1人当たり約4,978円は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）等における報告対象となる5,000円を超えていないことから、飲食代金として過大なものとは認められず、社会通念上儀礼の範囲にとどまる。

上記の結果、市町村長・議長との賀詞交換会への知事交際費の支出に違法性又は不当性は認められない。

(イ) 県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性がないか

上記の結果を受け、次に県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性がないかについてみると、約1時間という短時間の中で県を代表する知事が県内33市町村の首長や議長等と個別に意見交換するに当たり、その機会を捉えて、市町村と関係する各部局の実務的な責任者であり、知事の補助機関でもある県幹部職員が意見交換することは、効率的・効果的な事務執行と認められ、県幹部職員の出席には公務性がある。

また、県幹部職員の出席者も市町村に業務上関係の深い理事・局長級を中心に必要最小限の人数に絞り込んだ結果、主催者である県側の出席者数（28名）が招待者である市町村等の出席者数（69名）を下回り、主催者の出席者数としても過大なものとは認められない。

以上のことから、県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性は認められない。

したがって、知事主催の市町村長・議長との賀詞交換会に出席した県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出が違法又は不当であるとまでは認められない。

（2）各種行政委員との賀詞交換会

ア 県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に違法性又は不当性がないか

（ア）各種行政委員との賀詞交換会への知事交際費の支出に違法性又は不当性がないか

a 交際に事務遂行上の必要性や有益性があるか

法第138条の3第2項により、県の執行機関は知事の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならないと定められている。

また、第138条の3第3項により、知事は県の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならないと定められている。

したがって、相互の連携を深め、県政の一層の進展に寄与することを目的として、各種行政委員との賀詞交換会を知事が主催することは、年に1回一堂に会する貴重な機会を活用して県の執行機関の連携関係の維持増進を図るものと認められ、その必要性や有益性は否定できない。

b 交際に外部性があるか

知事と知事の指揮監督下でない各種行政委員との交際については外部性がある。

このことは独任性の執行機関である監査委員と知事との関係においても、異なるものではない。

c 交際に要する費用が社会通念上儀礼の範囲にとどまるか

知事が主催した各種行政委員との賀詞交換会の開催経費として支出した知事交際費1人当たり4,392円は、倫理法等における報告対象となる5,000円を超えていないことから、飲食代金として過大なものとは認められず、社会通念上儀礼の範囲にとどまる。

上記の結果、各種行政委員との賀詞交換会への知事交際費の支出に違法性又は不当性は認められない。

(イ) 県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性がないか

上記の結果を受け、次に県幹部職員への知事交際費の支出に不当性がないかについてみると、約1時間という短時間の中で県を代表する知事が49名の各種行政委員と個別に意見交換するに当たり、その機会を捉えて、各種行政委員と関係する各部局の実務的な責任者である県幹部職員が意見交換することは、効率的・効果的な事務執行であると認められ、県幹部職員の出席には公務性がある。

また、県幹部職員の出席者も各種行政委員に業務上関係の深い理事・局長級を中心に必要最小限の人数に絞り込んだ結果、主催者である県側の出席者数(29名)が招待者である各種行政委員側の出席者数(49名)を下回り、主催者側の出席者数としても過大なものとは認められない。

以上のことから、県幹部職員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性は認められない。

イ 監査委員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性がないか

監査委員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性がないかについてみると、本件賀詞交換会は知事、副知事及び県幹部職員と県の各種行政委員の関係者が一堂に会し、相互の連携を深め、県政の進展に寄与することを目的に毎年1回新年の挨拶を行う社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであり、殊更に監査委員のみを特別扱いするものではないことから、本件賀詞交換会に知事が監査委員を招待することが監査の公平性の点から問題があるとはいえない。

また、請求の趣旨が監査の公正性を問題とするのであれば、監査の公正性という面からは、監査委員が監査対象から距離を置くことは法第199条の2の趣旨からも当然のことであるが、新年の挨拶を行う社会通念上儀礼の範囲にとどまる本件賀詞交換会に40名超の他の行政委員とともに監査委員が同席することがこの趣旨に反するものであるとは認められない。

以上のことから、監査委員の飲食代金への知事交際費の支出に不当性は認められない。

したがって、知事主催の各種行政委員との賀詞交換会に出席した県幹部職員及び監査委員の飲食代金への知事交際費の支出が違法又は不当であるとまでは認められない。

3 結論

以上のことから、平成26年1月の「市町村長・議長との賀詞交換会」の開催経費のうち、出席した県幹部職員に係る飲食代金及び「各種行政委員との賀詞交換会」の開催経費のうち、出席した県幹部職員及び監査委員に係る飲食代金としてそれぞれ支出した知事交際費について、請求人が、当時政策局知事室長であった者に損害賠償請求をするよう、知事に命ずることを求めることには理由がない。

4 意見

監査請求に対する結論は上記3のとおりであるが、監査を通じて次のとおり思料するので意見として付言する。

監査対象の「市町村長・議長との賀詞交換会」及び「各種行政委員との賀詞交換会」自体の必要性や有益性は否定しないが、現下の予算執行に求められている説明責任を踏まえて、県民からの疑念を招かないよう、今後の知事交際費の支出については慎重に検討されたい。

